

京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進補助金交付要領

制定 令和 7 年 4 月 3 0 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進補助金交付要綱に基づく補助金の交付に関する事務を執行する公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「執行団体」という。）が、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進補助金交付要綱に基づく京都市からの補助金の範囲内において行う、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金は、第 3 条に規定する者が第 4 条第 1 項に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合に、その経費の一部を補助するとともに、住宅の省エネ性能の表示を促進することにより、電気代の軽減や CO₂排出量の削減を推進することを目的として交付する。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都市内に所在する賃貸住宅の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

- (1) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
- (2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して

いると認められる者

- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められる者
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が
(2)から(6)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した
と認められる者
- (8) (2)から(6)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約
の相手方とした場合に、申請窓口が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、
これに従わない者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1
22号）に定める風俗営業を営む者
- (10) 公序良俗に反する活動を行う者、その他申請窓口が適当でないと認める者

（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

- (1) 京都市内に所在する賃貸住宅（補助金の交付申請書及び実績報告書を提出
する時点で賃貸の用に供しているものに限る。）に既に設置されている空調機
器（住戸のリビング・ダイニングに設置されているものに限る。）を補助の対
象となる設備（以下「補助対象設備」という。）に買い換えるものであること。
- (2) 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古
機器は原則、対象外とする。
- (3) 補助対象設備は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転
換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエアコンディショナ
ーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等
の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に掲げる基準を達
成した空調機器とする。
- (4) 補助対象設備を設置した住戸は、建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物の販売・賃貸時の省エ
ネ性能表示制度における省エネ部位ラベルを表示すること。
- (5) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、原則、
京都市内事業者が発注すること。
- (6) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般
の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争
に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約に
よることができる。

2 補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当

するものとする。

- (1) 補助対象設備の購入費
- (2) 補助対象設備の据付工事費（据付、配管工事、電気工事等）
- (3) 関連機器費用（配線、ダクト工事等）
- (4) その他経費（解体費用、廃棄物処理費用等）

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに執行団体に提出（原則、電子情報処理組織を使用する方法による提出に限る。以下同じ。）しなければならない。

（補助金の額）

第6条 1 戸当たりの補助率及び補助金額は、別表第1に掲げるとおりとし、補助金の額に、1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度に既に提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとする。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとする。

（交付の決定）

第7条 執行団体は、交付申請書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の目的及び内容が適正であるか否かを調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定するものとする。

- 2 執行団体は、前項の調査により、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。
- 3 執行団体は、速やかに、第1項又は第2項の決定をするものとする。
- 4 執行団体は、補助金の交付を決定したときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知」という。）により、補助金の交付額を申請者に通知する。

- 5 執行団体は、補助金の不交付を決定したときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、不交付としたこと及びその理由を申請者に通知する。

（申請内容の変更・廃止の申請）

第8条 交付決定通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、補助金の交付予定額の増減を伴う申請内容の変更又は申請内容を廃止しようとするときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金変更・廃止承認申請書（第4号様式。以下「変更・廃止承認申請書」という。）のほか別に指定する書類を添えて速やかに執行団体に提出し、あらかじめ執行団体の承認を受けなければならない。

- 2 執行団体は、前項の規定により、申請内容を変更、又は廃止した場合は、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 執行団体は、申請内容の変更について承認すること又は承認しないことを決定したときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（第5号の1又は2様式）により、交付決定対象者に通知する。
- 4 執行団体は、申請内容の廃止について承認することを決定したときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金廃止承認通知書（第6号様式）により、廃止の承認を交付決定対象者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 執行団体は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業を既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りではない。

- 2 執行団体が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 交付決定対象者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（交付決定対象者の責任に

帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 執行団体は、第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金交付決定取消・変更通知書（第7号様式。以下「取消・変更通知書」という。）により、交付決定対象者に通知する。

（実績報告書の提出）

第10条 交付決定対象者は、補助対象事業が完了したときは、京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）及び京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金交付請求書（第9号様式。以下「請求書」という。）のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに執行団体に提出しなければならない。ただし、執行団体が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りではない。

（補助金の交付）

第11条 執行団体は、前項の規定による請求があったときは、原則、請求書が到達した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 執行団体又は京都市（以下「執行団体等」という。）は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第19条の規定による検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (5) その他この要領の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の返還）

第13条 前条の規定により補助金の交付の取消し等を行った場合において、

既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(手続の委任)

第14条 申請者は、交付申請書、変更・廃止承認申請書及び実績報告書の作成及び提出を委任することができる。

(財産の管理等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、管理するための台帳を備え、執行団体の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

2 前項に規定する執行団体の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）とする。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けて設置した取得財産（取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）は、執行団体等の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第2項に規定する執行団体の定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第10号様式）を執行団体等に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他の財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。

3 執行団体等は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、財産処分承認決定通知書（第11号様式）により、次条に規定する補助金返還額を通知する。ただし、執行団体等が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。

4 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、前項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応

じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金返還額）

第17条 補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。

2 減価償却費は、補助対象経費に第15条第2項の省令別表第8に規定する定額法の償却率及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。

3 償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（補助金の経理等）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（状況報告、検査等）

第19条 執行団体等は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象事業の設備設置写真、省エネ部位ラベルの写し等
- (3) 補助対象事業に係るアンケート
- (4) その他執行団体等が必要と認める事項

（補則）

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、執行団体が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補 助 率	補助対象経費の 1 / 3 以内
補助金額	上限 5 万円